



「労働保険の年度更新に関して」

●年に1度の労働保険の年度更新の時期が近づいてまいりました。労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっており、その額はすべての労働者（雇用保険は被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

<概要>

【労働保険とは？】

労働者災害補償保険と雇用保険のこと。

*労働者を1人でも雇う場合には、労働保険に加入が必要です。

【労働保険の保険料率は？】

*労災保険料率（全額事業主が負担）

→事業主：1,000分の2.5から1,000分の88

*雇用保険料率（事業主と労働者が負担）

→労働者：1,000分の6～1,000分の7

→事業主：1,000分の9.5～1,000分の11.5

※令和6年は、雇用保険料率の変更なし。

【年度更新の申告・納付期間は？】

→2024年6月3日(月)～7月10日(水)

- ★労働保険に加入されることで、下記のようなケースで、保険給付が行われます。
 - ・**労災保険**：従業員の労災事故の療養、休業の給付、二次健康診断等給付など
 - ・**雇用保険**：従業員の育児休業給付金、介護休業給付金、高齢雇用継続給付、退職時の失業等給付など

参照:厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/kousin.html>



*上記の封筒はイメージです。

5月頃を目途に管轄の労働局から封筒が郵送されます。下記のいずれかの封筒が届きます。

- *労災保険と雇用保険を一体で申告（緑の袋）
- *雇用保険のみを申告（青の袋） *労災保険のみを申告（緑の袋）

ご不明な点は、弊社の担当窓口までお気軽にご相談くださいませ。

「その他トピックス」

① 「国税庁の定額減税Q&Aが更新」

[Q] 退職者に対する定額減税【令和6年4月追加】

[A] 退職扱いとされている従業員が、令和6年6月1日現在においてその給与の支払者から実際に給与の支払を受けていない状況にあるとしても、同日現在その支払者の従業員としての身分があり、かつ、その支払者に扶養控除等申告書を出している限り基準日在職者に該当する。なお、このような人については、主たる給与の支払者のもとで、その復職後実際に支払われる令和6年分の給与から月次減税額の控除を受けることになる。

参照:国税庁 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

② 企業の取り組み事例（人事制度）のご紹介 「育児休業者の業務を代替する社員に報奨金」

育児休業者の業務を代替する社員に10万円の報奨金を支払う。企業の育休取得率は向上しているが、同僚の理解が得られないなど職場の雰囲気や壁となり、育休取得をためらう働き手は少なくない。支え手の頑張りにも報いることで、育児と仕事を両立しやすい職場環境を目指す。（沖電気工業株式会社の取り組み）

参照:OKI <https://www.oki.com/jp/press/2024/03/z23077.html>

③ 企業の経営課題のトップは「人材の強化」

→日本能率協会が公表した「日本企業の経営課題2023」の調査結果（回答数528社）

- 「現在」における経営課題の回答上位は下記の通り。
- ・1位 48.9%：人材の強化(採用・育成・多様化への対応)
 - ・2位 44.9%：収益性向上
 - ・3位 32.0%：売上・シェア拡大
 - ・4位 23.1%：事業地盤の強化・再編、事業ポートフォリオの再構築

参照:一般社団法人日本能率協会 <https://jma-news.com/archives/6337>

「弊社主催の定額減税 説明会の実施のご報告」

<オンラインセミナー実施のご報告>

弊社の顧問先様向け「定額減税の説明会」を3月26日と4月2日の2日間オンラインで実施しました。



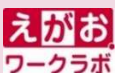
秋ごろに第2回の（年末調整の実務等）開催を予定しております！

今回は、30社近くの経営者様・給与担当者様にご参加頂きました。皆さまの関心の高さが伺えました。

「今月の無料相談会」

開催場所	日時・場所	備考
京都	日時：5/9（木）13:00-17:00 場所：京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。（BIZ NEXT受付へ）
大阪	日時：5/10（金）13:00-15:00 場所：グランフロント大阪 北館7階「ナレッジサロン」プロジェクトルームF	※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。（ナレッジサロン受付へ）
東京	日時：5/16（木）10:00 - 17:00 場所：ビジネスエアポート東京	※要予約になります。事前に下記問合せ先までご連絡下さい。

～発行元～



社会保険労務士法人えがおワークラボ
代表社員 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)
＜スタッフ：社労士5名、行政書士1名、職員13名＞

<えがおワークラボグループ>

京都オフィス 〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館3階
TEL：(075) 352-2848 FAX：(075) 320-3689
東京オフィス、大阪オフィス、松山オフィス
【お問合先】 info@egaoworklabo.or.jp（えがお事務局）